

## 同性カップルの住民票の続柄記載について要望書を提出しました。

令和6年7月9日付国の通知文書「長崎県大村市からの照会に対する回答について（情報提供）」を踏まえ、性的マイノリティカップルの住民票の続柄の記載について、古賀市長として国に要望書を提出しました。

### ■ 要望書の提出について

提出先 : 1. 内閣府政策統括官（共生・共助担当）性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当

2. 総務省自治行政局住民制度課

提出日 : 令和6年8月23日

提出方法 : 郵送

### ■ 要望書の内容について

別紙のとおり

### 【問い合わせ先】

古賀市役所 人権センター 男女共同参画・多様性推進係  
担当 : 青柳

電話 : 092-942-1128

総務省自治行政局住民制度課より発出された令和6年7月9日付け「長崎県大村市からの照会に対する回答について（情報提供）」を踏まえ、以下のとおり要望する。

## 記

1. 本市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消すべく、人権政策を推進している。この一環として、性的マイノリティの方々が抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、性の多様性に関する理解を深める各種施策を進めるとともに、条例に基づいて行う行政サービスについて法律婚・事実婚と同様の取扱いを行っている。

しかしながら、法律に基づいて行う行政サービスについては独自の取扱いを行うことが困難であり、自治体レベルでの取組には限界がある。すなわち、一部自治体が同性カップルについて住民票の続柄に「夫（未届）」の記載を行っているところであるが、「住民に関する記録を正確かつ統一的に行う（住民台帳基本法第1条）」という住民基本台帳法の制度目的が達せられなくなるおそれがあるため、本市としては前向きに検討しているものの、現時点では「夫（未届）」の記載を行わないとせざるを得なかった。

そこで、本市は、同性カップルの住民票の続柄の記載方法について、事実婚と同様の取扱いがなされるよう、国において早急に方針を示すことを求める。

あわせて、本市は、同性カップルについて、法律に基づいて行う行政サービスに関しても法律婚・事実婚と同様の取扱いがなされるべきであると考えているが、このことについて国の見解を明らかにされるよう求める。

2. 多くの先進国で同性婚が認められていることやこれまでの同性婚訴訟の推移に加え、最高裁令和6年3月26日判決をも踏まえると、同性婚が認められていないことは合理性を欠いており、性的マイノリティの方々が合理的理由のない差別的取扱いを受けているものと考えている。

そこで、同性カップルについても法律婚・事実婚と同様に各種社会保障が受けられるよう、同性婚を認めることを含め、必要な立法措置を行うことを要望する。

令和 6年 8月23日

古賀市長 田辺 一城